

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

上下水道局

総務課、企画調整課、財政課、料金課、水道工務課、下水道工務課、浄水課、下水道施設課、水質管理課（周南都市水道水質検査センター協議会を含む。）

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年12月19日から平成30年3月14日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

総務課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	時間外勤務手当の時間について、集計に誤りのあるものがあつた。
	措置状況	適正な集計による時間外勤務手当との差額の返還を受け、収入処理をしました。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を還付しました。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	廃棄物収集運搬委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。
	措置状況	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面を作成しました。

料金課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	水道料金の減免について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。

下水道工務課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	占用料等について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を徴収又は還付しました。

浄水課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を徴収しました。

下水道施設課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	検査調書について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	占用許可申請等について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。

水質管理課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	見積依頼書について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同事務決裁規程に基づく決裁をしました。